

## データ取引に関する規律と実務上の課題

弁護士 殿村 桂司

ビジネスの DX（デジタル・トランスフォーメーション）の必要性が認識されるようになって久しいが、その成功の鍵は、質・量ともに優れたデジタルデータを如何に取得・分析し、事業に活用することができるかにかかっていると言っても過言ではない。生成 AI サービスの普及により近時あらためて注目を集めている AI（人工知能）においても、AI の開発段階における学習用データセットや、利用段階における入力データ等のデータの質・量が AI や AI を利用したサービスの競争優位性を確保する観点から重要である。金融分野においても、Fintech、金融 DX、オルタナティブデータの活用等、様々な文脈でデータ活用の重要性が指摘されている。

このようにビジネスにおけるデータの価値・重要性は高まる一方であるものの、データを取引の客体として見たときには、法律による規律が十分ではない又は不明確であることにより、実務上の取扱いに悩む場面も少なくない。本報告では、データやデータ取引に関する現状の法規制を踏まえた上で、データ取引における実務上の課題について検討する。

データ取引といっても様々な形態があるため、まずは実際の活用事例を踏まえてデータ取引としてどのようなものがあるかを整理した上で、データに関する法規制を整理したい。データを取引の客体として扱う場合、取引当事者間の契約において何も定めなかった場合のデフォルト・ルールを理解することが検討の出発点となる。欧州においては Data Act などの包括的な新法を制定する動きがある一方、日本においては、個別法令とガイドライン等によるパッチワーク的な規律となっており、その中には、私法上の権利関係に関する規律、金融規制に関する規律、刑事法による規律等が含まれる。特に、不正競争防止法上の「営業秘密」・「限定提供データ」に関する規律が重要であるため、両者を比較しつつ、保護を受けるための要件や効果について整理する。令和 5 年第 211 回通常国会において可決成立した「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（法律第 51 号）において、営業秘密・限定提供データの保護の強化や、国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化が図られているため、その実務的な影響についても検討したい。

データ取引に関する実務上の課題については、データの取得、保管、提供などの場面ごとに分析を試みたい。不動産のように私法上のルールが法令・裁判例等により明確化されている場合は、それを前提に契約内容を検討することができるが、データに関する私法上のルールは不明確な部分も多いため、契約において取扱いを明確化する必要性が高い。例えばデータの提供の場面においては、同じく無体物である知的財産権のライセンス契約との異同にも触れながら、契約上の規定について検討したい。また、データの提供先の倒産可能性を踏ま

えた取扱いについても検討したい。